

小金井 宮地楽器ホール  
友の会「こがねいメンバーズ」会員規約

第1条（名称）

本会は、「小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）友の会『こがねいメンバーズ』」と称します。

第2条（目的）

本会は、小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）にて開催される各種公演等への積極的な参加を通じて、地域文化の振興に寄与することを目的とします。

第3条（事務局）

本会の運営に関する事務取扱い及び決定事項は、小金井市より指定管理者として指定を受けたこがねいしてい共同事業体（以下「指定管理者」といいます）が行います。

第4条（会員）

会員は、本規約を承認の上、指定管理者が定める入会申込を行い、指定管理者の承認を経てかつ第6条に定める年会費を納めた方をいいます。

第5条（会員資格期間およびその更新）

会員資格期間は、年会費が納められた日から1年後の当月の末日までとし、会員は第6条第4項に定める手続きをとることにより、1年毎に会員資格期間を更新することができます。

第6条（会費）

- （1）会費は会員資格期間を1年とし、年額（消費税等含む）2,000円（以下「年会費」といいます）とします。
- （2）年会費の支払いは、全額一括払いとします。
- （3）会員は、年会費を指定管理者が定める方法で支払うものとし、次項に定める更新手続きの際も同様とします。
- （4）会員が会員資格期間満了後も継続して入会を希望する場合、指定管理者が会員に対して行う更新に関する通知に基づき、会員資格期間の最終日までに次年度の年会費を支払うことにより更新手続きが完了するものとし、その後の継続についても同様とします。
- （5）年会費は、理由の如何を問わず一切返金しないものとします。

## 第7条（会員証）

- （1）指定管理者は会員に対し、会員証を発行します。
- （2）会員証を含む会員としての権利は、会員本人のみが利用できるものとし、会員番号を含む会員の権利を第三者に譲渡・貸与することはできません。
- （3）会員証は、入会から退会手続きがなされるまで会員資格を証するものです。ただし、第13条に規定する会員資格の取り消し事由に該当した場合は、このかぎりではありません。

## 第8条（チケット代金の支払い）

- （1）チケットの購入等の支払い方法は全額一括払いとし、会員は指定管理者が定める方法で支払うものとします。
- （2）会員がインターネットチケットサービスを利用する場合のサービス内容は、インターネットチケットサービスの利用規約によるものとします。

## 第9条（特典）

- （1）指定管理者が指定する公演等のチケットの先行予約  
会員は、指定管理者が指定する公演等のチケットを、一般発売前に優先的に予約することができます。ただし、公演により購入枚数制限を設ける場合があります。発売日については指定管理者が決定し会員に通知するものとします。ただし、本特典は会員が必ずチケットを購入できることをお約束するものではありません。会員販売の予定枚数に達した時点で先行予約受付を終了する場合があります。
- （2）チケットの割引販売  
会員は、指定管理者が指定する公演のチケットを、一公演につき一人2枚まで、定価の10%割引の価格にて購入することができます。ただし、公演・席種によっては割引率が異なる場合があります。
- （3）指定管理者が主催する各種イベントへの参加ご優待
- （4）指定管理者が指定するチケットの、友の会入会申込書に記載のご住所への無料送付  
また、インターネットチケットサービスを利用したコンビニ引取手数料無料
- （5）提携店での各種特典  
会員証の提示で、提携店の割引特典等が受けられます。
- （6）小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）で開催される各種情報の提供
  - ①会報（季刊）
  - ②広報紙（イベントなび）
  - ③公演チラシ等
- （7）その他、指定管理者が会員向けに実施するサービス

## 第10条（会員証の紛失、盗難等）

- （1）会員は、会員証を紛失し、または盗難にあった時は、速やかに指定管理者に届け出

ることとします。

- (2) 会員が紛失・盗難・その他の事由により会員証を他人に利用された場合といえども、指定管理者はその責を一切負わないものとします。また、他の会員、指定管理者、またはその他の方に損害を与えた場合、会員において責任を持って対応するものとします。

#### 第11条（届出事項の変更）

- (1) 会員は、指定管理者に届け出た氏名・住所・電話番号などに変更が生じた場合は、速やかにその内容を指定管理者に届け出るものとします。
- (2) 前項の届出がないために生じた会員の損害について、指定管理者はその責を一切負わないものとします。

#### 第12条（退会）

- (1) 会員は、いつでも本会を退会することができるものとします。
- (2) 会員が本会の退会を希望するときは、指定管理者に退会の申し出をするとともに、会員証を返却するものとします。
- (3) 退会の理由の如何を問わず、年会費は一切返金しないものとします。

#### 第13条（会員資格の取り消し）

会員資格期間内であっても、会員が次のいずれかに該当する場合、指定管理者は会員の資格を取り消すことができるものとします。ただし、会員資格取り消しの場合も、年会費は一切返金しないものとします。

- ①入会時に虚偽の申告があったとき
- ②本規約に違反したとき
- ③会員期間満了時の更新手続きがなされないとき
- ④会員として購入した公演チケットをインターネットオークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず、または実際に転売利益を獲得できたか否かに関わらず、営利を目的として転売したと認められる場合
- ⑤暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当する事実があった場合
- ⑥その他、小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）の運営上支障があると指定管理者が認めるとき

#### 第14条（規約の改正）

指定管理者は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、指定管理者は変更事項を会員に速やかに通知するものとします。

#### 第15条（個人情報の取り扱い）

会員の個人情報については、チケットの販売（先行予約特典を含む）、各種公演情報のお知

らせなど、本会運営の目的のみに使用いたします。なお、サービス・公演の品質向上の目的で、個人を特定しない統計情報の形で使用いたします。

#### 第16条（指定管理者の変更）

指定管理者が変更された場合は、本規約は、会員と新たな指定管理者との規約となることを会員はあらかじめ承諾するものとします。また、会員は、登録された個人情報が新たな指定管理者に承継されることをあらかじめ承諾するものとします。

附則 本規約は、平成24年6月1日より適用するものとします。

附則 本規約は、平成25年5月1日より適用するものとします。

附則 本規約は、平成26年7月1日より適用するものとします。

附則 本規約は、平成27年6月1日より適用するものとします。

附則 本規約は、平成31年4月1日より適用するものとします。

附則 本規約は、令和3年4月1日より適用するものとします。